

衣浦合同（野島回航レース）帆走指示書

共同主催：富貴クラブ・衣浦ヨットクラブ・碧南ヨットクラブ

1、適用規則

セーリング競技規則(RRS) 2021-2024 及び本帆走指示書とする。

2、責任の所在

- 1) 艇と乗組員の安全の確保はオーナーの避けられない責任であり、オーナーは所有艇が十分に艀装され、かつ必要な耐航性を保ち、荒天の海にも適した経験豊かなクルーを乗り組ませるようにしなければならない。
オーナーは船体、スパー、リギン、セール及びすべての備品を確実に整備し、また安全備品が適正に維持格納され、それ等の使用方法と置き場所を乗組員に熟知させておかなければならない。
- 2) 乗組員は、自己の責任において自身の安全を確保し、落水等のないように努め、かつ艇と乗組員の安全確保に努めなければならない。乗組員は、荒天の海にも耐え得る精神力と体力を養い、かつ操艇または作業ができるよう技術を磨き、またすべての装備および安全備品の使用方法と置き場所を熟知するよう努めなければならない。
- 3) 何れの艇に乗るか、またレースに参加するか否かはすべて各乗組員の責任のみで決定される。
- 4) レース艇がスタートするか否か、またレースを続行するか否かは、すべて各艇の責任のみで決定される。
- 5) 参加艇や乗組員の事故（死亡・傷害・沈没・破損等）及び第三者に与えた損害については、主催団体及びレース委員会及び運営委員は如何なる責任も負わない。

3、競技者への通知

レース本部からの通知及び帆走指示書の変更等は、最初の予告信号10分前までに、本部船から通知する。
(L旗掲揚、白板掲示等)

4、レース日程

2022年6月19日(日) 予告信号 AM 09時55分

5、コース

予告信号15分前にフラッグが上がります。マークは全て反時計回りとする。

レッドフラッグ：スタート（矢作浮標付近）→ 上マーク（反時計回り）→ 師崎水道を通過し → 野島（反時計回り）→ 佐久島と大磯の間を通過 → 衣浦赤灯台付近（フィニッシュ）

ブルーフラッグ：スタート（矢作浮標付近）→ 師崎水道を通過 → 野島（反時計回り）→ 佐久島と大磯の間を通過 → 衣浦赤灯台付近（フィニッシュ）

6、マーク

マークはオレンジ色ブイを使用する。

7、本部艇

スタート及びフィニッシュ本部艇：カマラード ハルの色 白色 オレンジ旗を掲揚する。

野島をトップ回航艇は、本部艇に電話をする。

本部艇の連絡先：杉浦充 090-8954-9584

8、スタート

A) スタートは、RRS26を用いクラス旗は、富貴クラブ旗を使用する。

信号	旗の音響信号	スタート信号までの時間
予告	富貴クラブ旗；音響1声	5分
準備	P旗またはI旗；音響1声	4分
1分前	準備信号の降下；音響1声	1分
スタート	富貴クラブ旗の降下；音響1声	0分

B) スターティングラインはポートの端となるオレンジ色のマークとスタートボードの端となる本部艇のマストに掲揚したオレンジ旗との間とする。

レース艇はスタート信号後、10分以内にスタートしなければならない。同時刻までにスタートしなかった艇はDNSとする。

9、個別のリコール

リコール艇があった場合に、本部船にX旗を揚げ音響信号1声が発せられる。

掲揚の時間は、全てのリコール艇がスターティングライン又はその延長線のプレスタート・サイドに完全に入るまで、又は規則30.1（ラウンド・アン・エンド規則）が適用された場合には、それに従うまでとする。

10、ゼネラルリコール

スタート信号時にスタートラインのコースサイドにいる艇、もしくは規則30の適用を受ける艇を特定できない場合、又はスタートの手順に誤りがあった場合、本部艇にゼネラルリコール信号第一代表旗を掲揚し、音響信号2声を発する。

第1代表旗は次の予告信号1分前に降下する。

11、スタートの延期

スタートの延期は、本部艇にAP旗を掲揚し、音響信号2声を発して通知する。スタート予告信号はAP旗降下1分後とする。

12、レースの中止

レースの中止は、本部艇にN旗を掲揚し、音響信号3声を発して通知する。

N旗掲揚した場合は、その日のレースは行わない。

13、フィニッシュ

フィニッシングラインはオレンジ色のマークと本部艇のマストに掲揚したオレンジ色旗との間とする。

14、コース短縮

コース短縮はS旗を掲揚した本部船と生田鼻沖ブイの間とする。

15、タイムリミット

タイムリミットは、スタート後360分とする、またはトップ艇フィニッシュ後60分のどちらか遅い方とする。それ以前にフィニッシュ出来なかった艇はDNFとする。

16、抗議

本レース委員会は抗議を受け付けない、ただし、参加艇や乗組員の事故及び第三者に与えた損害については、主催団体は如何なる責任も負わない。

17、失格に代わる罰則

RRS 第2章の規則違反については、失格に代わる罰則として、(720° 回転)の罰則が適用される。

18、レース旗

- A) レース参加艇は各クラブ旗を予告信号からレース終了まで、もしくは棄権するまでバックステイに掲しなければならない。
- B) レースを棄権した艇は、直ちにレース旗をおろし、速やかに本部艇に報告しなければならない。

19、レース艇の義務

- A) 途中棄権した艇またはタイムリミットに掛かった艇は、速やかに本部艇に報告しなければならない。
- B) 乗組員は全て、ライフジャケットを着用しなければならない。

20、レース委員会(レース本部)の所在

レース委員長 永井守久

参考 JSAF外洋レース規則 第7条エンジンの使用

落水者救助、遭難艇(船舶)救助、衝突回避、その他の緊急事態に対処するためにエンジンを使用することが出来る。但し、エンジンを使用した場合には、その状況(使用した目的、時間、場所等)についてフィニッシュ後レース委員会に速やかに報告しなければならない。

漁船、その他一般動力船との出会いでは、衝突回避が最優先です。微風時、視界不良時には、エンジン使用が衝突回避に有効な場合があります。無用なトラブルを避けるため遠慮なく活用しましょう。